

平成30年度

社会福祉法人村上市社会福祉協議会 事業計画

I 基本方針

我が国は諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進んでいます。団塊の世代が75歳以上になる2025年をめぐり、住民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう地域で包括的に支援していく「地域包括ケアシステム」の構築に向け様々な動きがみられています。

そうした中で、住民ひとりひとりの多様化・複雑化する生活課題を、地域で「我が事」として受け止め、高齢・障がい・子育てなど全てを「丸ごと」支えあっていく地域共生社会の実現に向けた取り組みが求められています。

これは、村上市社会福祉協議会がこれまで主眼として取り組んできたことであり、今後さらに地域共生社会を目指す中核として、住民、行政や関係団体と協働し「誰もが安心して生活できる福祉のまちづくり」をさらに推進していきます。

また、介護事業所においては、効果的・効率的な組織運営を図り、地域のセーフティネットとしての役割を担いながら良質かつ安定したサービス提供に努めます。

《基本方針要点》

- (1) 個人・地域における総合相談・生活支援体制を強化し、多様なニーズに沿った包括的・継続的な支援に取り組む。
- (2) 住民同士のつながり、行政・民間組織との連携を深めた「地域包括ケアシステム」の構築の推進に取り組む。
- (3) 良質かつ安定した総合福祉サービスが継続できるよう、効果的・効率的な組織運営に取り組む。

II 事業実施計画

《総務課》

<p>☆目標</p> <p>「地域福祉の推進」を命題に、多様な課題解決に向けて理事会・事業推進会議等が柱となって社会福祉協議会の基礎整備を図ります。</p>	
<p>◎重点取組事業</p> <p>(1) 組織の充実・強化 組織を効果的に機能できる体制整備に努め、「社協発展・強化計画」の策定を目指す。</p> <p>(2) 財政基盤の強化 自主財源及び公費助成の確保と全事業の安定経営に努める。</p> <p>(3) 広報啓発事業の充実 事業内容・活動を市民に理解していただくための広報活動の充実を図る。</p> <p>(4) 地域福祉活動計画の策定（4課共通） 平成31年度からの実施に向けて、課制に拘らず包括的な計画策定に取り組む。</p> <p>(5) 災害に備えた体制づくり（4課共通） 市民・行政・関係団体と連携した災害体制づくりに取り組む。</p>	
<p>(1) 組織の充実・強化</p>	
事業名	目標及び具体的な取り組み
① 理事会・評議員会	・法令遵守を前提とした適正な組織運営を行う。
② 事業推進会議 （「社協発展・強化計画」の策定）	・介護事業所を含めた課制の縦断・横断的な連携を図り、中期的な「社協発展・強化計画」を策定し、事業の充実化に努める。
③ ワンストップ窓口	・支所機能を継続し地域に密着した窓口サービスに努めるとともに、担当課とのスムーズな連携を図り来所者・相談者へのワンストップ対応に努める。
④ 職員のモチベーションアップ	・良質かつ安定的なマンパワーが確保されるよう、適正な人事管理および福利厚生・職員研修の充実に努める。

⑤ 会計事務	・外部の会計士指導の下、新会計基準に則した適正な会計処理を継続する。
⑥ マイクロバス管理事業	・マイクロバスの安全な運行管理に努める。
⑦ ゆり花会館の指定管理事業	・公益事業として指定管理を受けている山北福祉センター「ゆり花会館」事業について、住民の福祉と健康増進を目的とし、サービスの向上と経費節減に努めた管理運営を継続する。
⑧ 苦情解決	・苦情等について、受付・再発防止のために講じた解決策等を記録し広報等で市民に周知する。

(2) 財政基盤の強化

事業名	目標及び具体的な取り組み
① 会費	・広報活動を充実させ社協の事業への理解を求め、会員の拡大に努める。特に事業所賛助会員の拡大に力を注ぐ。
② 公費助成	・社協が進める地域福祉活動は行政との連携のもと地域に密着した公共性の高いものであることから、行政とより密接な協議を行い安定した公費助成の確保に努める。
③ 基金の運用	・法令遵守の下、安全かつ効果的な運用を図る。

(3) 広報啓発事業の充実

事業名	目標及び具体的な取り組み
① 広報誌「社協むらかみ」の発行およびホームページの充実	・社協事業の周知や会費、寄付金等の募集・使途について、分かりやすく発信することに努める。 ・情報の鮮度を維持するためホームページの更新頻度を上げるよう努め、情報ツールの役割を高めていく。
② ふれ愛フェスティバル（村上地域社会福祉大会および福祉まつり）の開催	・内容のマンネリ化を防ぎ、多くの市民に参加してもらえるようなフェスティバルを開催する。また、他団体との交流を図る機会として取り組む。

③ 新潟県民福祉大会への参加および協力	・新潟県民福祉大会が当市で開催されることについて、県社協や行政、各社協と協力する。
④ 各種研修会への参加	・各種研修会や催しに可能な範囲で参加し、村上市社協への認知度を高める。
(4) 地域福祉活動計画の策定（4課共通）	
事業名	目標及び具体的な取り組み
① 地域福祉活動計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・行政計画を基に、4課合同により社協全体として平成31年度に向けて策定に取り組む。 ・地区ごとの住民懇談会や関係機関からのヒアリングを行うことで、地域の細かいニーズ把握を行い、活動計画へ反映させる。
(5) 災害に備えた体制づくり（4課共通）	
① 行政・関係団体との連携	・各関係団体とのネットワーク関係を深め、地域住民を交えた防災教育に努める。

《地域福祉課》

<p>☆目標</p> <p>「誰もが安心して暮らすことができるまち」を目指して、地域での支えあいが広がるよう、多様な関係機関と連携し住民主体の包括的な体制作りを進めます。</p>
<p>◎重点取組事業</p> <p>(1) 住民相互の支えあい活動の推進</p> <p>地域での支えあいが広がるように、暮らし支えあい事業の浸透を図りながら、より身近な日常生活圏域での生活支援体制づくりに取り組む。また、顔の見える関係づくりができるよう、地域の茶の間など居場所づくりの支援に取り組み、そこから住民相互の支えあいへつながるよう支援する。</p> <p>(2) 要支援者の在宅福祉サービスの充実</p> <p>住民との協働により、地域住民の福祉・生活課題を把握し、解決に向け、多様な組織・団体・関係者とネットワークを築き、要支援者に適切なサービスを提供していく。</p>

<p>(3) ボランティアセンターの機能充実 ボランティアセンターの位置づけを明確にし、市民のボランティアに対する意識の高揚、市内のボランティア活動の活性化が図れるようボランティアセンター事業を展開する。</p> <p>(4) 福祉教育・人材育成事業 児童・生徒の学齢に合わせた福祉教育のプログラムを考え、福祉について関心を深めてもらえるよう小中高校との関係づくりに努める。</p> <p>(5) 福祉団体等支援事業 各種団体当事者の自主的な活動が継続できるよう支援していく。</p>
--

(1) 住民相互の支えあい活動の推進

事業名	目標及び具体的な取り組み
① 暮らし支えあい事業	・利用会員の「日常生活のちょっとした困りごと」に、協力会員が手助けを行う、地域の支えあい活動。協力会員増強のため養成講座を開催し、併せて信頼される活動を継続していくため現任研修も実施する。
② 地域の茶の間推進・支援事業	・住民主体の地域の茶の間の設立や活動継続に関する相談、支援、研修会を行う。また、レクリエーション提供、用具の貸出し等支援を行う。 ・介護予防・生活支援の拠点となる場づくり、運営を支援する。
③ 地域福祉会への支援	・荒川地区において結成されている団体。現在の活動を継続しながら、地域包括ケアシステムの地域資源として機能できるよう、生活支援協議体等と連携していく。

(2) 要支援者の在宅福祉サービスの充実

① 配食サービス（市受託事業）	・神林・朝日地区において実施。栄養バランスのとれた弁当を安否確認を兼ねて配達することで在宅生活が継続できるよう支援する。
② 一人暮らし等高齢者給食会	・荒川・神林・朝日・山北地区において地域の実情にあった魅力的な内容を企画する。

③ おせち料理の配食事業	・共同募金配分額の実績に応じた事業内容について検討し実施する。
④ 移送サービス事業（市受託事業）	・朝日地区においてミニハンディキャブ友の会の運営とともに実施。
⑤ ほのぼのお便り事業	・荒川・神林地区では小学校の協力を得て実施、朝日地区ではボランティア団体の協力を得て実施。
⑥ 雪下ろし費用助成（市受託事業）	・地区によって助成対象となる判断に差異がないよう民生児童委員等への周知に努め、適正な助成を行う。
⑦ 精神障害者への支援	・引きこもりや生きづらさを感じている方との情報交換を通して今後の支援につなげる。
⑧ 手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業（市受託事業）	・手話・要約筆記奉仕員をスムーズに派遣し、ろうあ者の利便に資する。
⑨ 視覚障害者支援事業	・音声による広報誌等録音活動を行う「声のボランティア村上」、点字活動を行う「村上点字サークル」の活動を支援する。
⑩ 車椅子貸出事業	・各支所に車椅子を整備し貸出に備える。
⑪ リフト付軽ワゴン車貸出事業	・荒川支所にある車両を使用。PRに努め、より多くの必要な人が使えるようにする。
⑫ 敬老会事業（市受託事業）	・村上地区の敬老会事業の受託。
⑬ 理美容サービス	・各支所において、高齢者・障がい者に理美容料金の一部助成券を発行し利用者が在宅で健やかに過ごせるようにする。

(3) ボランティアセンター事業	
事業名	目標及び具体的な取り組み
① ボランティアセンターの機能充実	・ボランティア登録、活動の把握等を通しボランティア活動の活性化、新たなボランティアの養成を図る。
② ボランティアの活動支援	・活動できる場を確保・拡充しボランティア意欲に応える。
③ 各種ボランティア講座の開催	・手話奉仕員養成講座など福祉専門分野に特化した講座を開催するとともに、ボランティア活動を始めきっかけとなるような講座を企画し新たな人材の確保を図る。
④ ボランティアポイント事業	・市と協働で事業に取り組むことで、市内のボランティアの活性化、市民の社会参加・社会貢献意識の向上を図り、生きいきとした生活が送れるよう支援する。
⑤ ボランティア保険の加入促進	・安心してボランティア活動できるよう支援する。
⑥ ボランティア連絡協議会の支援	・事務局として協議会事業の円滑な運営に努める。
(4) 福祉教育・人材育成のための事業	
① 福祉教育の支援	・車椅子体験や高齢者疑似体験、当事者の講話等福祉に関する学習支援を行う。小中高校へのPRに努め、要請に応じていく。
② 福祉協力校等支援	・福祉協力校の自主的な事業を援助し、一過性の事業にならないよう継続的なかわりを行う。
③ 世代交流事業	・地域共生の視点から、地域で自主的に取り組まれている世代交流事業を支援する。

(5) 福祉団体等支援事業	
① 共同募金運動の推進	・事務局として共同募金運動への理解が進むよう努め、助成団体との結びつきを図る。
② 日赤活動支援	・日赤村上市地区事務局として、広報活動および各奉仕団との連携などの活動支援を継続する。
③ 各種団体への支援	・事務局を担う団体については、事務を掌握し活動支援していく。その他の団体については、活動等について適切なアドバイスを行い、必要に応じて事業等の見直し検討を提案していく。

《生活支援課》

<p>☆目標</p> <p>市民が抱える様々な福祉相談に対して、福祉に関する情報提供や相談支援を行うとともに関係機関と連携し福祉の増進を図ります。</p> <p>地域で安心して暮らし続けることができるよう、関係機関と連携して生活上の課題を持つ人の権利を擁護するための支援を進めます。</p>
<p>◎重点取組事業</p> <p>(1) 困りごとを気軽に相談できる体制の構築</p> <p>日常生活で支援が必要な方やその家族が、必要な時に気軽に相談できるように努める。また、相談にあたっては、福祉課題の解決に向け本人や家族と一緒に考えて、生活福祉資金や小口資金を活用するとともに関係機関との連携を密にし、より総合的な相談体制を目指す。</p> <p>(2) 権利擁護活動の推進</p> <p>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない方に対する権利を擁護する活動を総合的に推進する。</p> <p>日常生活自立支援事業では、利用者の目線に立ち効果的かつ効率的に事業を展開し、適切なサービス提供を行う。</p> <p>法人後見事業においては、支援の必要な方が自分らしい生活を送るお手伝いをを行います。また、後見等申立に関する相談なども行う。</p> <p>(3) 生活困窮者支援の推進</p> <p>生活困窮者が早期に生活困窮状態から脱却するため、本人の状態に応じた相談支援を実施する。</p>

また、貧困が連鎖することを防ぐため、子どもの学習支援事業を行い、生活困窮者世帯及び生活保護世帯の小学生、中学生を対象に学習習慣の形成と基礎学力の向上のため支援を実施する。

(1) 困りごとを気軽に相談できる体制の構築

事業名	目標及び具体的な取り組み
①心配ごと相談所事業	・外部研修に積極的に参加し、資質向上を図る。
②資金貸付事業 (生活福祉資金貸付事業) (小口資金貸付事業)	・償還完了までの「生活設計」を立て、世帯の家計管理に対する意識を持ってもらう。 ・恒常的に収入が不足している世帯を生活困窮者自立支援事業へつなげる。

(2) 権利擁護活動の推進

事業名	目標及び具体的な取り組み
①日常生活自立支援事業	・利用者の更なる判断能力低下がみられる場合は、必要に応じて成年後見制度につなげる支援を検討する。 ・担当職員の資質向上を目指す。(研修の実施及び参加：年数回)
②法人後見事業	・市民、関係機関に事業の周知を行う。 ・利用者に寄り添い、安定した生活が送れるよう支援を行う。 ・担当職員の資質向上を目指す。(研修の実施及び参加：年数回)

(3) 生活困窮者支援の推進

事業名	目標及び具体的な取り組み
生活困窮者自立支援事業 ①自立相談支援事業 ②就労準備支援事業 ③家計相談支援事業 ④子どもの学習支援事業 ⑤その他自立に必要な支援事業	・フットワークの軽い相談支援を心掛け、緊急支援が必要な時に即時対応する。 ・本人の強みを見つけ、新しい一歩を踏み出せる支援を行う。 ・世帯の状況に柔軟に対応し、世帯の自立促進を後押しする。 ・担当職員の資質向上を目指す。(研修の実施及び参加：年数回)

《介護事業課》

<p>☆目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業所において円滑な業務を遂行していくために、人材の確保と育成を図りながら、安定した経営に努めます。 ・介護保険事業所だけにとどまらず、地域全体を支えるための地域包括ケアシステムに参画していきます。 ・住み慣れた我が家で自分らしく暮らし続けることができ、また、本人が望む生活を送ることができるように支援していきます。 	
<p>◎重点取組事業</p> <p>(1) 介護事業所の安定した運営の確立 全事業所間で連携を図り、新規利用者の確保に努める。</p> <p>(2) 職員体制の整備 適切なサービス提供のための適材適所に努めるとともに、中長期の人事計画を見据えた若年層の職員採用および教育を図る。また、職員のメンタルヘルスケアを中心に業務内容のアドバイスやストレス軽減を図り、モチベーションの向上につなげるよう努める。</p> <p>(3) 円滑な事業運営 各事業の法令遵守に努めながら、家族の要望により添った事業運営を図る。</p> <p>(4) 在宅生活の継続のための支援 利用者中心としたサービス提供に努め、その地域や他業種との連携を強化し、チームとして協働したサービス提供に努める。</p> <p>(5) サービスの質の向上 各事業所において専門職としてのスキルアップに努める。</p>	
<p>(1) 介護保険事業所の安定した運営の確立</p>	
事業名	目標及び具体的な取り組み
① 居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の介護保険窓口担当者、病院相談員に新規受け入れの空き状況を随時連絡し、新規を紹介してもらう。紹介者には利用者の状況を適宜報告し、コミュニケーションを密にする。 ・利用者の選択性および事業の中立性を維持しながら、法人内事業所への積極的な新規紹介および連携に努める。

② 訪問介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・人材を確保しつつ効率よく稼働することにより、新規利用者を積極的に受け入れる。 ・総合事業での介護予防推進の観点からも新規利用者確保に努める。
③ 訪問入浴事業	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所へPR活動をし、且つ、営業区域を広げ、利用者確保に取り組む。
④ 通所介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・人材を確保しつつ効率よく稼働することにより、新規利用者を積極的に受け入れる。 ・総合事業での介護予防推進の観点からも新規利用者確保に努める。
(2) 職員体制の整備	
事業名	目標及び具体的な取り組み
① 居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的・積極的な研修等の受講に努め、専門職としての質の維持・向上に努める。
② 訪問介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・職員を確保できるよう、働きやすい環境作りに重点を置き、離職防止に努める。 ・社協だよりやホームページを活用し、職員の確保に努める。
③ 訪問入浴事業	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員が2名となり、働きやすい環境が整った。この状態を維持していく。
④ 通所介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・働きやすい職場から働きがいのある職場に向かうために、職員一人ひとりが信頼・誇り・連帯感の感じられる職場環境づくりに努める。 ・社協だよりやホームページを活用し、職員の確保に努める。 ・多種多様なニーズに対応した体制の確保に努める。

(3) 円滑な事業運営	
事業名	目標及び具体的な取り組み
① 居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 適切な取り扱い件数によりケアマネジメントを充実させ、利用者、家族及び関係機関と連携し、適切な業務に努める。 法令遵守に努め、職員相互間でチェック体制の強化を図る。
② 訪問介護事業	<ul style="list-style-type: none"> 介護・障がい双方の法令遵守を前提に、適切に運営する。
③ 訪問入浴事業	<ul style="list-style-type: none"> 法令の再認識を定期的に行い、日常の業務についても日々確認しながら、より円滑に行えるよう努める。
④ 通所介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ケアレスミス等が無いように記録等の関係書類の整備に努める。 日頃から実地指導に対応した業務に努める。
(4) 在宅生活の継続のための支援	
事業名	目標及び具体的な取り組み
① 居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 利用者、家族、関係する他職種との信頼関係の構築に努め、適切な一連のケアマネジメントを実施する。 地域の課題や求められている現状を把握し、区長や民生委員、行政との連携に努める。
② 訪問介護事業	<ul style="list-style-type: none"> 訪問時、心身の状態や体調の観察を徹底し、在宅での生活が継続できるように支援する。 利用者本位のもと、その地域とも連携し最適なサービス提供に努める。
③ 訪問入浴事業	<ul style="list-style-type: none"> 安心した在宅生活が継続出来るよう、利用者の身体状況に添ったサービス提供を行う。また、利用者や家族の不安の解消や安楽な介護方法の提案等を行い在宅介護の負担軽減を図っていく。

④ 通所介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の意向を踏まえ、通所介護計画書に添ったサービスを提供し、在宅での生活が継続できるように支援する。
(5) サービスの質の向上	
事業名	目標及び具体的な取り組み
① 居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・多様に変化する介護保険制度を円滑に進めるために各種研修の受講を徹底し、資質の向上に努める。 ・介護支援専門員実務研修見学実習を受け入れるために関連研修を受講する等、資質向上を図る。
② 訪問介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修を受講し、サービスの向上を目指す。 ・内部研修を充実させる。
③ 訪問入浴事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会や介護に関する研修会への参加を促し、その研修の報告会を実施することによってサービスの質の向上へ繋げていく。
④ 通所介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア段階に添った研修を受講し、職員の働きがいやモチベーションの向上につながるように支援し、最良のサービス提供に努める。